

地域公共交通の利用促進・需要創出支援の手引き

姫路市交通計画室

1 目的

新型コロナウイルス感染症の流行により利用者が減少した地域公共交通の利用回復及び更なる利用拡大に向けた取組みを支援するものです。

2 対象事業者

地域公共交通事業者で、下記に該当する者

- ①乗合バス事業者：市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有する事業者であって、市内を含む路線を定めて定期的に運行するもの
- ②タクシー者：市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有する事業者(法人に限る。)であって、市内を営業区域に含むもの
- ③タクシー事業者で組織する団体：姫路地域を営業区域とする個人のタクシー事業者で組織する団体
- ④定期航路事業者：市内に本社、支社、営業所等の営業拠点を有する事業者であって、市内の港を起点及び終点とした航路を有するもの

3 補助対象の経費

利用促進や新たな需要創出を目的とした取組みに係る費用を対象とします。

(1) 補助対象

①利用促進関連経費

(具体例)

- ▶ 公共交通を利用したキャンペーン企画費用
- ▶ 企画乗車(船)券開発費用
- ▶ 利用促進 PR チラシ作成・広報費用
- ▶ 待合施設環境改善修繕
- ▶ キャッシュレス決済対応化費用
- ▶ 配車アプリ等配車システム開発費用 等

②新たな需要創出関連経費

(具体例)

- ▶ 子育て支援事業費用
- ▶ 買物支援事業費用
- ▶ 他の交通事業者間との連携企画費用 等

(2) 補助対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に要した経費

※1 他の補助事業(国庫補助、県補助等)による補助金額分は控除します。

※2 交付申請は、1補助対象者につき1回限りです。

4 補助金の額

予算の範囲内において、下表のとおり定める額を限度に補助します。

表 補助金の額

事業者	補助額(上限)
乗合バス事業者	● 100 万円
タクシー事業者	● 5両以上保有する法人:30 万円 ● 2 両以上5両未満保有する法人:10 万円
姫路地域を営業区域とする 個人のタクシー事業者で組織する団体	● 50 万円
定期航路運航事業者	● 100 万円

5 申請から補助金交付までの流れ

手順	内容
①交付申請を行う	下記書類を市に提出する。 ■ 様式第 1 号(補助金交付申請書) 【添付書類】 ・事業計画書及び収支予算書 【未提出の場合のみ、下記も必要】 ■ 相手方登録申出書 … 入金先口座を指定するものです。
②交付決定通知書を受理する	市が書類審査を行い、交付決定書を通知します。実績報告の際必要になるので大切に保管しておいてください。
③(実績報告の前に)交付申請の変更を行う 『当初予定していた事項が変更になった場合のみ』	下記書類を市に提出する。 ■ 様式第 3 号(補助金変更交付申請書) 【添付書類】 ・変更理由書及び変更関係書類
④変更交付決定通知書を受理する 『当初予定していた事項が変更になった場合のみ』	再度、市が書類審査を行い、変更後の交付決定書を通知します。実績報告の際必要になるので大切に保管しておいてください。
⑤実績報告を行う	下記書類を提出する。 ■ 様式第 8 号(実績報告書) 【添付書類】 ・実績報告書及び収支報告書 ・領収書や納品書等使用した項目とその費用がわかるもの(原則、原本) ・交付決定通知書(または変更交付決定通知書)の写し
⑥確定通知書を受理する	市が実績書類を審査のうえ、補助金を確定し、補助金額の確定通知書を通知します。補助金の請求時に写しが必要になるので、大切に保管してください。
⑦補助金を請求する	下記書類を市へ提出し、受理された後、補助金が指定された

	口座に入金される。 ■ 様式第 10 号(補助金請求書) ■ 確定通知書の写し
--	---

※ 各様式、交付要綱等は、姫路市ホームページ
(<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000013834.html>)よりダウンロードできます。

6 提出先及びお問い合わせ先

姫路市交通計画室

電話 079-221-2493

FAX 079-289-0588

メール kotukeikaku@city.himeji.lg.jp